倉敷市スポーツ章規則

平成２０年３月２６日

規則第２５号

（目的）

第１条　この規則は、本市のスポーツの向上進展に寄与し、その成績が顕著な者に対し、スポーツ章を贈り、表彰することを目的とする。

（表彰）

第２条　市長は、毎年必要に応じて表彰を行うものとする。

（選考）

第３条　市長は、倉敷市スポーツ推進審議会の推薦した者のうちから被表彰者を定める。

２　被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　スポーツ振興に特に功績のあった者

（２）　全国大会で優勝又はこれに優る成績を他の大会で収めた者

（３）　優秀な競技者の指導育成に特に貢献のあった者

（追賞）

第４条　市長は、表彰を受けるべき者が表彰の日前に死亡したときは、これを追賞し、スポーツ章はこれをその遺族に贈るものとする。

（制式）

第５条　スポーツ章の制式は、市長が別に定める。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１０月８日規則第７２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年１２月１６日規則第６４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年１２月１６日規則第７９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年１２月２５日規則第７９号）

この規則は、公布の日から施行する。